○国土交通省告示第七百六十二号

運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第十五条第一項の規定により、次のとおり運輸審議会件名表に登載された。

平成二十八年五月二十日

国土交通大臣　石井　啓一

事案番号	事案の種類	指定する地域	期間
平28第5009号	一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき九州運輸局長が定める営業区域の「久留米市」	指定の日から3年間

○国土交通省告示第七百六十三号

中部国際空港の施設について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年五月二十日

国土交通大臣　石井　啓一

一　設置者の氏名及び住所　中部国際空港株式会社　愛知県常滑市セントレア一丁目一番地

二　空港の名称及び位置　中部国際空港　愛知県常滑市

三　変更した事項（変更前の事項については、平成二十七年国土交通省告示第千百三十号を参照）

イ　誘導路

延長　九千八百二十七メートル

ロ　エプロン

面積　八十七万八千四百二十八平方メートル

四　変更した事項に係る施設の供用開始期日　平成二十八年五月二十日

○環境省告示第六十二号

温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）第二十九条の規定に基づき、温泉の公共的利用増進のため、温泉利用施設の整備及び環境の改善に必要な地域として、次の地域を指定したので、温泉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十五号）第二十条の規定により、当該地域及びその名称を公示する。

この地域を表示した図面は、環境省、福島県庁、新潟県庁、天栄村役場及び阿賀野市役所に備え付けて供覧する。

平成二十八年五月二十日

環境大臣　大塚　珠代

地域の名称	地域
福島県岩瀬郡天栄村の一部	国民保養温泉地　二岐・岩瀬湯本・天栄温泉
新潟県阿賀野市の一部	国民保養温泉地　五頭温泉郷

○環境省告示第六十三号

温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）第二十九条の規定に基づき、「国民保養温泉地　奥鳴子・川渡温泉郷」の地域及び名称を変更したので、温泉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十五号）第二十条の規定により、変更後の地域を表示した図面は、環境省、宮城県庁及び大崎市役所に備え付けて供覧する。

平成二十八年五月二十日

環境大臣　大塚　珠代

地域の名称	地域
宮城県大崎市の一部	国民保養温泉地　鳴子温泉郷

○環境省告示第六十四号

温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）第二十九条の規定に基づき、「国民保養温泉地　日光湯元温泉」の名称を変更したので、温泉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十五号）第二十条の規定により、変更後の当該地域及び名称を次のとおり公示する。

変更後の地域を表示した図面は、環境省、栃木県庁及び日光市役所に備え付けて供覧する。

平成二十八年五月二十日

環境大臣　大塚　珠代

地域の名称	地域
栃木県日光市の一部	国民保養温泉地　奥日光湯元温泉

○九州地方整備局告示第八十八号

大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第四十六条第一項の規定により熊本県道の特定災害復旧等道路工事を本整備局長において次のとおり開始するので、大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百三十七号）第十七条第一項の規定により告示する。

平成二十八年五月二十日

九州地方整備局長　小平田浩司

路線名	工事区間	工事開始の期日
熊本高森線	熊本県阿蘇郡西原村大字小森字畑鶴から同郡南阿蘇村大字河陰字弐ノ塔まで	平成二十八年五月二十日

○九州地方整備局告示第八十九号

大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第四十六条第一項の規定により南阿蘇村道の特定災害復旧等道路工事を本整備局長において次のとおり開始するので、大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百三十七号）第十七条第一項の規定により告示する。

平成二十八年五月二十日

九州地方整備局長　小平田浩司

路線名	工事区間	工事開始の期日
栃の木～立野線	熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字堀ノ口から同村大字立野字本村まで	平成二十八年五月二十日

国会事項

衆議院

議案提出

五月十八日委員長から提出した議案は次のとおりである。

平成二十八年熊本地震災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案（災害対策特別委員長提出）

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部を改正する法律案（文部科学委員長提出）

国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律案（内閣委員長提出）

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案（内閣委員長提出）

質問書提出

五月十八日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

内閣官房参与の租税回避に関する質問主意書（初鹿明博提出）

日本学生支援機構の奨学金の返還猶予に関する質問主意書（初鹿明博提出）

議事日程

五月十九日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第二十三号

平成二十八年五月十九日（木曜日）

午後一時開議

第一　平成二十八年熊本地震災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案（災害対策特別委員長提出）

第二　平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部を改正する法律案（文部科学委員長提出）

第三　国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律案（内閣委員長提出）

第四　特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案（内閣委員長提出）

第五　児童福祉法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

参議院

議事日程　第二十八号

平成二十八年五月十八日（水曜日）

午前十時　本会議

第一　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

議案受領（予備審査）

五月十八日衆議院から次の議案が送付された。

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律案（山本ともひろ外三名提出）（衆第四三号）